京丹後市入札監視委員会(令和4年度第2回)議事概要

開催日時	令和5年1月16日(月) 午後1時30分~午後4時30分	
開 催 方 法	Zoom による Web 会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 村尾 愼哉 (公認会計士) 委 員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委 員 高橋 映次 (弁護士)	
議事概要	 開会あいさつ (中西総務部長) 議事 抽出工事に関する審議について 入札及び契約手続きの運用状況等について 報告事項 次回抽出委員の選出 角田委員を選出 次回開催日程の調整 その他 閉会あいさつ (中西総務部長) 	
審議対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日	
抽出案件	総件数 8件 (備考)	
一般競争入札	3件	
公募型指名競争入札	— 対象件数 129 件	
通常指名競争入札	1件	
随 意 契 約	4件	
委員からの意見・質問	意見・質問 回答等	
とそれに対する回答等	別紙のとおり 別紙のとおり	
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、設計する際に、地元業者の見積もりや相性等を考慮し たメーカー選定ができないか検討していただきたいこと。	

別紙

- 「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係
 - 1 公共浄化槽設置工事その 12 ・・・ 一般競争入札
 - ※ 落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
○工事内容について (1)	
今回のような施工しにくい浄化 槽設置工事は多くあるのか。	施工場所が狭小な場合はありますが、ここまで奥まった 場所での施工はあまりないように思います。
○工事内容について(2)奥まった場所に浄化槽を設置する理由があるのか。	家の横や前が道路の場合、ガレージの中に設置する場合があります。
○施工場所について(1) なぜ2箇所の施工場所が離れているのか。また、1箇所ずつ発注することはできなかったのか。	浄化槽設置工事は、矢板の施工が基礎になっており、まとめて発注した方が有利となるため、施工時期が合う組み合わせの中で、施工場所を考慮した上で、2基や3基の単位で発注しています。 その結果、今回はこの組み合わせで発注しています。
○落札率について浄化槽設置工事にしては落札率が高いが、想定していたことか。	予定価格に近い金額で落札されることまでは想定してい ません。
○設計内容について (1) 施工条件が悪い場合でも、設計金 額は変わらないのか。	施工条件に合った小さな掘削機械を使うよう機種の選定 を行い、できる限り施工条件に合った設計を行っています。
○設計内容について (2) 設計に掘削機械の大きさの条件 が入っているのか。	掘削機械の大きさを選定することはできます。
○工事内容について(3)施工場所が2箇所あるが、工事は同時に行っているのか。	工事は1箇所ずつ行っています。

意見・質問	回答等
○工事内容について (4)	
矢板の施工について、まとめて発	そうです。
注した方が有利というのは、同じ矢	
板が使えるので、基本料金が1回分	
で済むということか。	
○工事内容について (5)	
今回のような施工条件が悪い工	今後の状況を見て検討することになるかもしれません
事は落札しないかもしれないとい	が、現時点では何ともお答えできません。
う懸念はないのか。	
○設計内容について(3)(意見)	
施工条件が悪い工事が続くよう	(意見であるため、回答はなし。)
であれば、設計内容を検討した方が	
よい。	
○施工場所について (2)	
写真を見る限りだが、ガレージの	おそらくガレージの前は道路法面を埋め上げた官地であ
前では施工できなかったのか。	ったと記憶しており、そのため施工できなかったように思
	います。
○入札結果について	
施工条件が悪い工事だから今回	施工条件が悪かったことから、応札業者も少なく、予定
のような入札結果になったのか。	価格に近い入札金額だったのではないかと推測していま
	す。

2 口大野地区管渠布設工事その 18 ・・・ 随意契約

※ 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号 (競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約を行い、落札率が 100%であった案件。

意見・質問	回答等
○随意契約とした理由について(1)	
地方公営企業法による随意契約	同じです。
は、地方自治法と同じ条件か。	

意見・質問	回答等
○予定価格について(1) 予定価格は随意契約を行う最初 の段階で決まっていて、その後に業 者から見積もりが出てくる流れか。	そうです。
○予定価格について (2) 見積依頼する段階で予定価格は 決まっているのか。	はい。
○見積金額について その見積金額が予定価格と同じ 金額で出てくることが多いという ことか。	そうです。
○予定価格について(3) 予定価格は市で算出するのか。	市で設計を行い、その設計金額を基に市で予定価格を算 出します。
○予定価格について(4) 分譲宅地造成工事業者が施工した方が効率的で無駄がないということだが、その内容が予定価格に反映されているのか。	分譲宅地造成工事として行った水道工事で掘削したところに、下水道管を入れるという設計を行いますので、その 土工分を控除した形で予定価格を算出しています。
○予定価格について(5) それは随意契約前提の予定価格 となるが、随意契約で行うことを決 定する段階で、その予定価格も決ま るのか。	工事を起工する段階で、随意契約とする理由を基に、経済的な内容の設計書を作成し、添付します。
○分譲宅地造成工事について(1) 分譲宅地造成工事は民間工事で 市は関係ない工事か。	そうです。

意見・質問	回答等
○分譲宅地造成工事について(2)	
分譲宅地造成工事に伴い、下水道	そうです。
工事が必要となるため、民間業者か	
ら市へ依頼があるのか。	
○採用金額について	
予定価格と同じ見積金額で出て	そうです。
きた場合、それ以上交渉の余地はな	
く、予定価格以内であれば、見積金	
額をそのまま採用するしかない仕	
組みか。	

3 令和 4 年度 尾和用水路改修工事(上野工区その 7) · · · 一般競争入札 ※ 水道施設工事との合冊による入札を行った案件。

※ 水道施設工事との合冊によ	る八化を打りた条件。
意見・質問	回答等
○入札結果について	
落札金額は1者のみで、落札金額	工事内訳書を確認しましたところ、落札金額より 1,000
より 1,000 円安い業者や 1,000 円高	円安い業者は市の設計と違う単価の材料が数個ありました
い業者がいる入札結果について、ど	し、落札金額より 1,000 円高い業者は直接工事費は同額で
のように分析しているか。	したので、経費の算出過程での丸め方等により差が出たの
	ではないかと考えています。
○経費の算出過程での丸め方について	
経費の算出過程での丸め方のル	今回は合冊案件であり、2 つの工事の各費目を足してか
ールはあるのか。	ら最低制限価格を計算するよう示していましたが、それぞ
	れの工事の最低制限価格を計算してから足す等により入札
	金額に差が出たのではないかと考えています。
○落札業者について(1)	
今回の発注工事一覧表に本案件	京丹後市の業者で、入札には大体参加されていると思い
以外で落札業者の名前が出ていな	ます。
いが、京丹後市の業者ではないの	
か。また、あまり入札に参加されな	
い業者か。	
L	

意見・質問	回答等
○落札業者について(2) たまたま抽選で負けているということか。	そのように思います。
○入札金額について 経費の算出過程での丸め方により最低制限価格と1,000円違うこと はよくあることなのか。	今回は合冊案件であったことが要因ではないかと推測し ています。
○合冊入札について(1)2つの工事を一緒に入札したということか。	そうです。
○合冊入札について (2) 2 つの工事はそれぞれ独立してい るのか。	独立しています。
○合冊入札について(3) 2 つの工事の入札金額の合計金額 よりも、それぞれの工事の予定価格 や最低制限価格が優先されるわけ ではないのか。	2 つの工事の入札金額の合計金額での応札としています。
○合冊入札について(4) それぞれの工事の入札金額の内 訳は問わないということか。	そうです。
○合冊入札について(5) 応札金額としてはOKでも、もしかしたら片方の工事が最低制限価格を下回っている可能性もあるということか。	可能性はあります。

意見・質問	回答等
○合冊入札について(6) 応札金額だけでなく、それぞれの 工事の入札金額がそれぞれの最低 制限価格から予定価格の範囲内で ある必要はないのか。	2 つの工事の入札金額の合計金額での応札としています ので、仮にそれぞれの工事の入札金額が最低制限価格を下 回っていたとしても失格にはしていません。
○合冊入札について (7) それは最低制限価格を設定している意味を蔑ろにしていないか。	最低制限価格の算定方法は、2 つの工事の各費目を足してから掛け率を掛けることとしており、実質1つの工事として最低制限価格を計算していることになりますので、2 つの工事の入札金額の合計金額が最低制限価格以上であれば、OKとしています。
○合冊入札について(8) 便宜上はそうであるが、2 つの工 事は独立しているという考え方と は合わないように思うが、どうか。	2 つの工事は独立していますが、同じ業者で行う必要が あるため、合冊入札としています。
○合冊入札について (9)1 つの工事としては捉えられないのか。	一方の工事がもう一方の工事により必然的に発生する工事であれば、付帯工事として1つの工事で発注することができますが、今回は付帯工事にはなりませんので、それぞれの工事で建設業の許可が必要となります。
○資格要件について(1)それぞれの工事に必要な等級をそれぞれ満たしていればよいのか。	今回の工事は土木一式工事のA等級で、もう一方の工事は水道施設工事のB等級であり、それぞれの等級以上を持っていることを資格要件としています。
○資格要件について(2) 2 つの工事を合わせた金額要件等 の特別な条件は必要ないというこ とか。	そうです。

意見・質問	回答等
○随意契約の検討について	
合冊入札ではなく、随意契約を検	入札ができる工事は入札で行う方針がありますし、仮に
討することはあるのか。	もう一方の工事を随意契約しますと、同じ業者となるため、
	大体落札率が 100%となり、契約金額も高くなる可能性が
	ありますので、今は大体合冊入札を行っています。

- 4 令和3年度 和田野地区配水管布設替工事 · · · 指名競争入札
- ※ 当初は一般競争入札を行ったが、参加申請受付後に発注者側の都合により中止したため、 参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行った案件。

意見・質問	、指名規事八代を打つた条件。 回答等
○入札中止の理由について (1)	
作成した積算参考資料と入札契	そうです。
約課に送付した積算参考資料が違	
っていたということか。	
○入札中止の理由について(2)	
入札中止しなかったら、どうなっ	採用単価に違いがありましたので、業者からの入札金額
ていたのか。	が正しい設計書に基づいたものではないということになり
	ます。
○設計書について	
今回の設計書は、当初の入札の設	単価の改正がありましたので、そこだけ変更していま
計書と同じか。	す。
○入札金額について	
指名業者は今回改めて開示され	そうです。
た設計書を基に入札金額を算出す	
ることになるのか。	
○入札時期について(1)	
当初の入札から今回の入札まで	そうです。
は最短の日程だったのか。	

意見・質問	回答等
○入札時期について(2)	
入札時期がずれたことにより例	可能性はあると思います。
えば当初の入札は応札できたけど、	
今回の入札は応札できないという	
ような業者がいる可能性はあるの	
か。	
○入札方式について(1)	
今回の入札はなぜ改めて一般競	発注者側の都合がなければ、当初の入札の参加業者によ
争入札にはならないのか。	る応札となりましたので、今回の入札については、その参
	加業者に限定した指名競争入札としています。
○入札方式について(2)	
発注者側の都合で中止した場合	そうです。
は、そのときの参加業者による指名	
競争入札に移行するというルール	
になっているのか。	
○入札時期について(3)	
当初の入札から今回の入札にな	入札時期がずれたことによりその分事業は遅れますが、
り、年度を跨いでいるが、予算など	今回の案件は元々繰越案件ですので、予算としては特に問
何か影響が出ることはあるのか。	題ありません。

5 令和4年度京丹後市立弥栄病院C棟空調設備等改修工事・・・・ 一般競争入札 ※ 契約金額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
○空調機器の単価について (1)	
予定価格の空調機器の単価はど	設計時に見積もりを徴取し、入札にかける前に見積もり
の時点の価格を参考にしたのか。	の価格の変動を確認しています。
○空調機器の単価について(2)	
それでも空調機器の単価が上が	今回の工事は既存の配管を残したままの工事であり、見
ってしまったということか。	積徴取は1者であるため、機器の単価については、少し高
	めに設定されたのではないかと考えています。

意見・質問	回答等
○空調機器の見積徴取について(1) 設計時に1者に見積徴取して、入 札にかける前に同じ業者にまた見 積徴取したということか。	そうです。
○空調機器の見積徴取について(2) 複数の業者に見積徴取すること はできなかったのか。	他のメーカーでは全体的な天井改修が必要となるため、 今回の工事は病院を運営しながらの工事であり、患者への 影響を考慮して、全体的な天井改修が必要ない1者を選定 しています。
○空調機器の見積徴取について(3) 電気工事業者ではなくメーカー に見積徴取したのか。	そうです。
○空調機器の単価について (3) メーカーの見積もりと入札業者 の単価とが違ったということか。	そのように考えています。
○空調機器の単価について (4) そこの違いは何が原因なのか。	入札業者はそれぞれ付き合いのあるメーカーがあると思いますので、そこで金額に差が出たのではないかと考えています。
○空調機器の単価について (5) 入札業者が今回のメーカーとは あまり付き合いがなかったかもし れないということか。	その可能性はあるかと思います。
○空調機器について 写真を見ると、室内機のサイズが 変わっているが、平面図ではその変 更が確認できないが、途中で仕様が 変わったのか。	平面図の室内機は、既存の形で表示していますが、位置 を示すものであり、形まで示しているものではありません。

意見・質問	回答等
○入札金額について	
2 回目の入札で大きく入札金額が	入札金額の数字を間違えたと聞いています。
変わっている業者があるが、原因は	
何か。	
○入札制度について(1)	
一般競争入札で1回目で落札しな	はい。翌日に再入札をすることとしています。
ければ、2回目も一般競争入札を行	
うのが基本であったか。	
○入札制度について(2)	
2 回目でも落札しなければ、随意	入札は2回で取り止めて、その後は担当課の判断で随意
契約に移行するのか。	契約を行うのか再度入札に行うのかを決定していきます。

- 6 京丹後市立長岡小学校トイレ改修等工事 (機械設備工事) ・・・ 随意契約
 - ※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限 の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競 争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき。)の規定に基 づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○施工時期について	
建築主体工事と同じ時期に行う	建築主体工事と関連性が高いため、同時進行で行ってい
ことは決まっていたのか。	ます。
○入札時期について	
なぜ建築主体工事と同じ時期に	同じ時期に入札を行いましたが、今回の工事は不落とな
今回の工事の業者も決めることが	りました。
できなかったのか。	
○入札不落の要因について(1)	
入札業者が下水道工事費用を高	衛生器具類等については、メーカーとの取引状況が関係
く見積もっていた理由はわかるの	しているのではないかと考えています。
か。	

意見・質問	回答等
○入札不落の要因について(2)	
今回の工事も業者とメーカーと	業者の付き合いにより金額が変わってくるのではないか
の関係によって結構金額が変わっ	と考えています。
てくることが一般的なのか。	
○機器の見積徴取について(1)	
設計の段階でどのメーカーに見	トイレの場合、基本的にはトイレの性能等が標準的だと
積徴取するのかはどうやって決め	考えられるものを生産しているメーカーに依頼していま
るのか。	す。
○入札不落の要因について(3)	
入札業者がメーカーとあまり付	その可能性はあると考えています。
き合いがないと入札金額が高くな	
ってしまうことがあるのか。	
○	
○機器の見積徴取について(2)メーカー選定時に地元業者とど	************************************
れぐらい付き合いがあるか等は参	業者の取引状況については、把握していません。
考にしないのか。もしくは、そうい	
う情報はそもそもないのか。	
) IN TACK C O C O'S (V)// o	
○機器の見積徴取について(3)(意見)	
今回採用したメーカーだと入札	(意見であるため、回答はなし。)
業者との関係で不落になっている	
ということであれば、今後はメーカ	
ーを選定する段階で地元業者との	
相性等も踏まえないと、随意契約で	
高い金額になったり、再入札コスト	
がかかったりするように思う。	
○再入札について(1)	
2回目の再入札は、1回目と同じ	そうです。
図面で行うのか。	

意見・質問	回答等
○入札方式について	
今回は 2 回目も不落になったの	担当課としては、建築主体工事が落札していますので、
で、随意契約に移行したのか。	随意契約に移行したということです。
○予定価格について(1)	
入札と随意契約とで予定価格が	随意契約に移行した際に単価の見直しがありましたの
違うのはなぜか。	で、最新の単価へ入れ替えを行っています。
○予定価格について (2)	
単価の入れ替えを行ったことは	随意契約の見積依頼をする際に最新の単価へ変更してい
見積業者は理解しているのか。	ることを周知しています。
○入札不落の要因について(4)	
一般的に業者はほぼ正確に積算	営繕工事については、土木工事と違い、見積単価までは
できるということだったと思うが、	明示していませんので、見積単価がわからない中での応札
そういう状況の中で全者が予定価	となっています。
格をオーバーしているのはどうい	
うことか。	
○随意契約の見積依頼について	
随意契約の2回目の見積依頼を3	当初の見積依頼時に予定価格に達しなかった場合は、最
者ではなく、1 者だけに行っている	低価格の業者に再度見積依頼すると明記しています。
のはなぜか。	

- 7 令和 4 年度 京丹後市立久美浜病院高圧ケーブル更新工事・・・・ 随意契約
- ※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限 の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競 争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき。)の規定に基 づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
○見積金額が高い要因について(1)	
電気工事系の機器の価格が全体	今回はケーブルの交換ですので、ケーブルがメインとな
的に上がってきてることが背景に	っています。
あるのか。	

意見・質問	回答等
○刊行物について刊行物とはメーカーのカタログのことか。	月毎や季節毎に発行されている図書のことです。
○見積金額が高い要因について(2) 刊行物と見積業者の仕入価格が かなり違うということか。	設計としては、刊行物から単価を採用しているが、見積 業者は付き合いのある業者やメーカーから見積もりを取っ ており、その金額と違いがあったのではないかと考えてい ます。
○見積金額が高い要因について(3) 刊行物と市場価格に違いがある のはよくあることか。	工事担当課としては、工事数が少なく、参考情報がありませんので、わかりません。
○ケーブルについて ケーブルの機種は指定している のか。	サイズは明記していますので、それに合うものであれば、どのメーカーでも構いません。
○予定価格について なぜ入札と随意契約とで予定価 格が 100 万円以上変わっているの か。	入札のときは、アスファルト舗装の総合単価を建設コスト情報から採用していましたが、随意契約するときに、本来アスファルト舗装の総合単価は施工規模の大きな場所に使用する単価であったことから、工種毎に個別に積算する形に見直しを行い、また、最新の刊行物の単価へ入れ替えを行ったところ、予定価格が変わっています。
○設計金額について (1) 入札から随意契約までの1か月で これだけ設計金額が変わるのか。	アスファルト舗装の積算方法の見直しが設計金額が変わった主な要因です。
○設計金額について(2) アスファルト舗装の積算方法の 見直しは最初の入札のときに適用 できなかったのか。	入札のときには、今回のような敷地内の狭い現場での工事では適用できないであろう建築コスト情報を適用していました。

意見・質問	回答等
○設計金額について (3)	
入札のときの適用単価が十分で	そうです。
なかったということか。	
○設計金額について (4)	
それはあまり入札を行うことが	適用条件を把握できていないところがあったのではない
ない部署だから適用単価が十分で	かと考えています。
なかったということか。	
○随意契約の見積回数について	
随意契約で3回見積を行っている	今回は、随意契約するときに設計内容を変更しているこ
が、別の抽出案件の回答によると、	ともあり、新たな工事として見積は2回までとし、再度の見
1回目の最低価格の業者に2回目の	積で予定価格に達しなかった場合は、最低価格の業者に再度
見積依頼を行うのではないか。	見積を依頼することとしていました。

- 8 令和4年度 網野デイサービスセンター給湯設備改修工事・・・・随意契約
 - ※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限 の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競 争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき。)の規定に基 づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○見積金額が高い要因について(1)	
なぜコンパクトな機種だと予定	想定機種の数が少なくなるためです。
価格より見積金額が高くなるのか。	
○設計金額について(1)	
設計の段階で参照する機種も少	給湯機器は省スペースで収まる機種を選定し、設計の段
ないので、設計金額に反映している	階で給湯機器の見積もりを取り、価格設定をしています。
のではないのか。	
○見積金額が高い要因について(2)	
それなら見積業者もコンパクト	見積業者により取り扱いメーカーが異なるため、コンパ
な機種で見積もりすると思うが、な	クトな機種にしたことにより取り扱いメーカーが少なくな
ぜ見積金額が高くなるのか。	ることが一つの要因ではないかと考えています。

意見・質問	回答等
○機器の見積もりについて(1)(意見)	
各メーカーの機器代に対する地	(意見であるため、回答はなし。)
元業者の見積金額のデータを蓄積	
していき、参考にした方がよい。	
○見積金額が高い要因について(3)	
現在、様々な物価が上がっている	そのように考えています。
状況の中で、今回の機器についても	
高くなっているのか。	
○設計金額について (2)	
物価の上昇については、建設物価	メーカーから見積もりを取った後に価格の変動があった
等には反映しておらず、積算の根拠	かどうかはわかりませんが、設計の段階でメーカーから見
として反映できるものがないのか。	積もりを取り、その価格を反映し、予定価格としています。
○機器の見積もりについて(2)(意見)	
結果として、入札2回、随意契約	(意見であるため、回答はなし。)
2 回行い、非常に手間とコストがか	
っているので、できるだけ1回の入	
札で落札となるよう情報提供や対	
応を検討した方がよい。	

「2 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

	内 容
今回はありません。	

「3 報告事項」関係

※ 令和3年度第2回入札監視委員会において、委員からの意見があり、同額による抽選で 落札者が決定する入札が多いことや、入札では最低制限価格があり、随意契約では最低 制限価格がないことについて、他の自治体の入札制度を調査し、改善できないか検討した内容を報告したもの。その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

意見・質問	り、思元・負向のありた項目に フバ C 記載していより。 回 答 等
○ランダム係数について(1) ランダム係数を採用している市は、抽選率が低くなる傾向にあるということでよいか。	はい。
○ランダム係数について (2) ランダム係数を採用しても運次 第ということになるということか。	そうです。ランダム係数を採用している市の課題として は、最低制限価格の上下により不調になったり、逆に高い 落札率になったりするため、改善するよう言われていると 聞いています。
○ランダム係数について(3) その課題よりも同じ価格で並ん だ方がよいと考えているのか。	応札時に業者が抽選用の3桁の数字を入れることになっており、抽選の場合も、業者の意思が反映していることにはなっています。
○ランダム係数について(4) ランダム係数は、最低制限価格を 上げる必要があるのか。	通常、基準の最低制限価格に 1.0 以上の数字を掛けます ので、最低制限価格は上がることになります。
○ランダム係数について(5) 0.995~1.0 を掛けている自治体 があるため、最低制限価格が上がる ことはないのではないか。	ランダム係数をマイナスにすると、歩切りで違法であり、 余りに差が大きいと国から指導が入っているため、見直し をかけている自治体は大体 1.0 以上に変更しているようで す。
○ランダム係数について(6) おそらくその自治体は公平性確保のため、やむを得ない極めて少額の範囲でやっており、歩切りにはならない。そうなると、最低制限価格が上がらないようなランダム係数にすることも可能ではないか。	僅かなマイナスであれば、可能かもしれません。

意見・質問	回答等
○ランダム係数について(7)(意見) おそらくランダム係数を採用しても、業者は最低制限価格に合わせてくると思うが、ランダム係数の下限にする業者はいなくても最低制限価格から1,000円だけ下げて落札する業者はいると思う。それが本当に競争性の確保になっているのかはわからないが、同額での抽選よりは業者の意欲の高さが示せてよいのではないかと思う。	(意見であるため、回答はなし。)
○最低制限価格での落札割合について 落札割合が6割以上の自治体に比 べて、京丹後市が特別高いわけでは ないか。	大体真ん中ぐらいです。
○入札制度について(1) どの自治体も色々と考えながら 一番良い入札制度を模索している ということか。	当初どちらに舵を切ったかにより、最低制限価格での落 札割合が分かれていったのではないかと思いますし、中間 の自治体は、見積単価等が出ない営繕工事が多く、なかな か最低制限価格で競う案件数が少ないようなでした。
○入札制度について(2)(意見) 他の自治体の状況は引き続き確認しながら、地域性もあると思うので、何が一番京丹後市に適しているのかを今後検討していってください。	(意見であるため、回答はなし。)
○予定価格の事前公表について 国の指針で予定価格は事前公表 しないようになっていると思うが、 事前公表している自治体が多いの はなぜか。	かなり前に情報公開で設計書の情報が出るようになり、 業者からも設計書が間違っていると指摘がある中で、対策 として、予定価格を事前公表している自治体が多くありま した。そのような経過がある中で、国の指導はありますが、 なかなか軌道修正できず、今事後公表に向けて取り組み始 めているのが現状ではないかと思います。